

柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例が制定され令和6年4月1日から施行します

柴田町内で10KW以上の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、条例に基づく届け出が必要です。

条例の目的

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入が拡大しています。発電設備の設置に当たり、近隣住民とのトラブルや自然災害の発生、景観・生活環境・自然保護などへの影響が懸念されていることから、町の豊かな自然環境や美しい景観及び地域住民等の安全安心な生活環境と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るため、事業者の手續その他必要な事項を定め、自然環境等に配慮した災害のない豊かで持続的な地域社会の発展に寄与することを目的として、条例を制定するものです。

対象となる再生可能エネルギー源と発電出力規模

◆再生可能エネルギー源

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等

◆発電出力規模

発電出力が10KW以上の設備

ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業や、抑制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力50KW未満の事業は除きます。

◆発電出力等による条例の適用状況確認表

【適用：○、適用外：—】

	発電出力	太陽光による発電			太陽光以外の発電
		建築物の屋根、 屋上又は壁面 ※1	左記以外		
			抑制区域以外	抑制区域	
①	50KW以上	—	○	○	○
②	10KW以上～50KW未満	—	○ 例外あり※2	○	○
③	10KW未満	—	—	—	—

※1 太陽光発電の場合、発電出力に関わらず、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業は、適用外となります。

※2 参考例②参照

【参考例】①50KW以上：発電種別、抑制区域内外に関わらず適用。

②10KW以上～50KW未満：発電種別、抑制区域内外に関わらず適用。ただし、次に示すものは適用外。⇒太陽光発電の場合、抑制区域以外において個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う事業

③10KW未満：発電種別、抑制区域内外に関わらず適用外。

発電設備の抑制区域

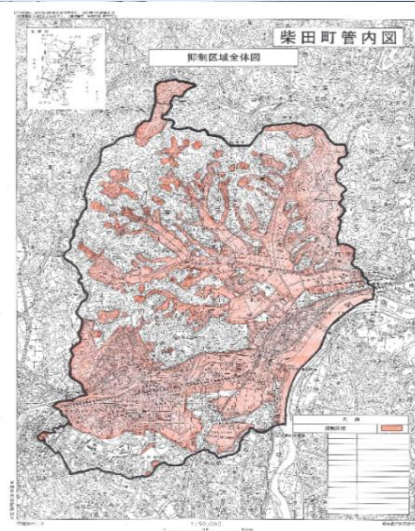
下記の区域を抑制区域として規定

災害の防止、自然環境、生活環境、歴史的及び文化的景観の保全のため、特に配慮が必要と認められる区域を再生可能エネルギー発電設備の抑制区域とし、事業者に対し事業区域に含めないよう求めます。

■抑制区域一覧

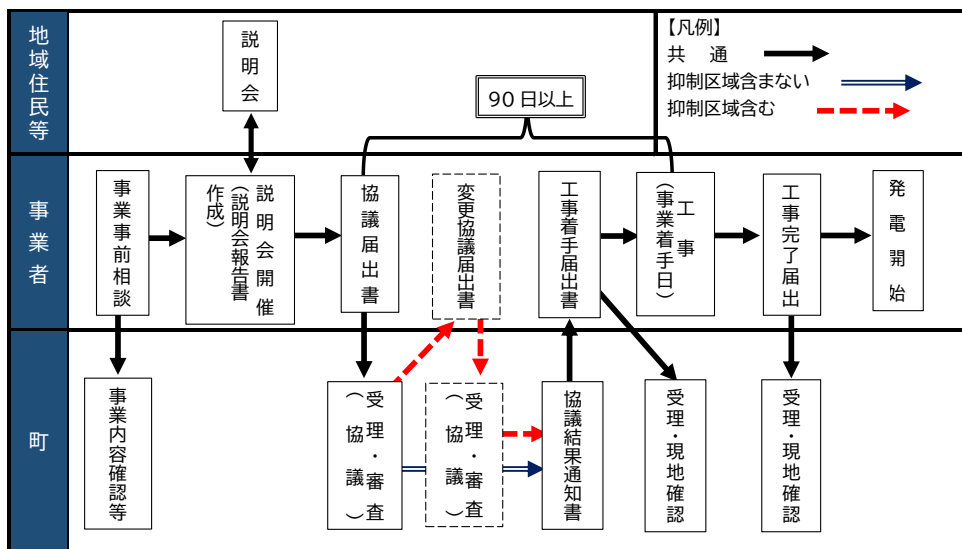
- (1) 農用地区域
- (2) 保安林区域
- (3) 緑地環境保全地域
- (4) 土砂災害特別警戒区域
- (5) 地すべり防止区域
- (6) 土砂災害警戒区域
- (7) 急傾斜地崩壊危険区域
- (8) 砂防指定地
- (9) 河川区域
- (10) 河川保全区域
- (11) 景観計画の区域
- (12) 周知の埋蔵文化財包蔵地
- (13) 史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地
(国指定、県指定、町指定)
- (14) その他町長が必要と認める区域

網掛け箇所が抑制区域



発電事業開始までの手続きの流れ

柴田町内に発電施設を設置する場合の標準的な手続きの流れとしては、事業者は、町と協議を行う前に地域住民等に対し事業の内容等に関する説明会を開催し、その後、事業に着手する日の90日前までに町と協議しなければなりません。



説明会の開催

事前周知なしの開発行為の実施や、地域住民等とのコミュニケーション不足等により関係が悪化することがありますので、地域住民等の理解が得られるよう意見を聴き、適切なコミュニケーションを図り、事業実施に向けて誠実に対応していただくため、説明会を義務付けています。

- ①事業者は事業を実施しようとするときは、町に協議を行う前に、地域住民等に対し、事業の計画に関する説明会を開催しなければなりません。
- ②地域住民等は、事業者に対し、事業計画について説明会があった日から起算して14日以内に地域住民等意見書を提出することができます。この場合、事業者は見解書を作成して、地域住民等意見書の提出があった日から起算して14日以内に、地域住民等へ見解書を提出の上、協議を行う必要があります。
- ③事業者は、地域住民等に見解書を提出したときは、地域住民等意見書の写し及び見解書の写しを添えた対応状況報告書を町長に提出し、町との協議の際に町長へ報告しなければなりません。

適正な維持管理

事業者は、発電設備及び事業区域を常時、安全かつ良好な状態に保つよう維持管理しなければなりません。また、災害等で発電設備が破損し、第三者に被害を与える恐れがあるときは、状況の確認を行い、必要な措置を講じ、速やかに町長に報告しなければなりません。

- ◆事業区域に関係者以外の者が容易に立ち入ることができないよう、フェンス等を設置すること。
- ◆事業区域から土砂等を流出させないこと。
- ◆災害、事故等に速やかに対応できるよう、事業区域の境界の内側に、巡視、点検のための管理用通路を設けること。
- ◆緊急対応マニュアル及び緊急連絡網を作成すること。
- ◆事業区域の定期的な除草及び清掃を行うこと。
- ◆再生可能エネルギー発電設備の適切な保守点検を行うこと。
- ◆事業区域内で除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないよう十分配慮すること。

助言・指導・勧告

町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができます。また、正当な理由がなく助言・指導に従わなかった場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

公表

町長は、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、弁明の機会を与えた上で、事業者の氏名等を公表することができます。

町の責務 ・ 事業者の責務 ・ 町民の責務 ・ 土地所有者等の責務

この条例では、町、事業者、町民、土地所有者等の責務について、次のように規定しております。条例の施行にあたりご協力お願いいたします。

◆町の責務

この条例の適切かつ円滑な運用を図ること。

◆事業者の責務

- ①関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境の保全及び災害の防止に十分配慮し、地域住民等との良好な関係を保つよう努めること。
- ②再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の適正な管理を行うとともに、当該事業区域の周辺環境へ配慮すること。
- ③事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、事業区域に係る土地を原状に回復すること。

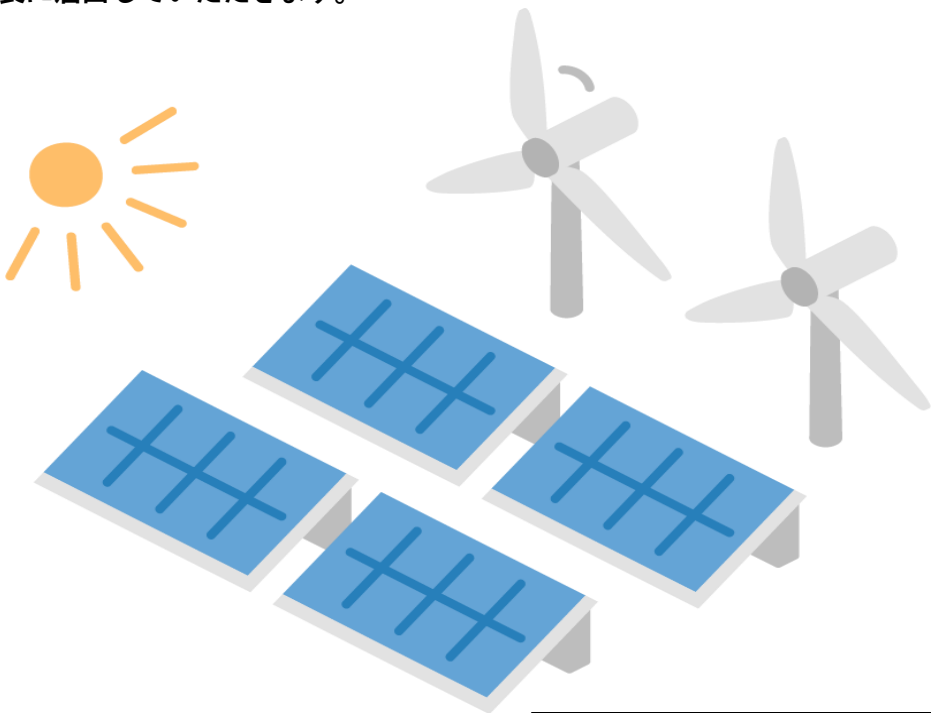
◆町民の責務

町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めること。

◆土地所有者等の責務※3

事業区域を適正に管理するとともに、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めること。

※3土地所有者等が事業者と異なる場合に限り、土地所有者等は、事業者が所在不明になったり、その組織を解散した場合は、事業者に代わって必要な手続きを行わなければなりません。そのため、事業の関係者の一人として「土地所有者等の承諾書」を町長に届出していただきます。



柴田町役場 町民環境課

環境衛生班 電話0224-55-2113